

手順書: 循環動態に係る薬剤投与関連

30. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整(6)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(動悸の有無、尿量、血圧等)、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン(注射薬)の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- バイタルサインや意識レベル、呼吸状態に急激な変動がない患者
- 投与中のカテコラミンの增量・減量が必要な患者(状態が不安定でないもの)



病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識障害、胸痛、呼吸困難の出現なし
- 血圧以外のバイタルサインの大きな変動なし

不安定であり、緊急性あり
担当医 PHS、携帯電話に
直接連絡を行う。

病状の範囲内



【診療の補助の内容】

持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態、自覚症状の悪化
- バイタルサインの悪化

異常の場合、担当医 PHS、
携帯電話に直接連絡

※減量時は上記のうち1項目でも該当すれば医師に連絡

※増量時は、カテコラミンを必要とする原因となっている病態の悪化が考えられるため、増量後、全例担当医師もしくは当直医に直接連絡。



【医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医のPHSもしくは携帯電話

必要時は当直医師PHSへ連絡



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医PHSに直接連絡(必要時)

2. 診療記録への記載